

令和7年度 さいたま市立宮前小学校いじめ防止基本方針

I はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える。また、その生命または身体に、重大な危険を生じさせるおそれがある行為であり、決して許されない行為である。

本校では、学校全体でいじめの防止や早期発見に取り組むとともにいじめの疑い及び事実を確認した時は、適切かつ迅速に対応することができるよう、「いじめ防止対策推進法」及び「さいたま市いじめ基本方針」に基づき「さいたま市立宮前小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校の児童は、素直でやさしく、活発である。一方で、基礎学力の習得に努力を要する児童がおり、基本的生活習慣が身に付いていない児童もいる。また、発達の課題を抱える等、配慮を要する児童が複数いるのも実態である。

これらの状況を踏まえ、「さいたま市立宮前小学校いじめ防止基本方針」では、「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る」という認識のもと、学校教育目標である『本気で勉強しよう。心をみがき、体をきたえよう。人のためになろう。』を根底にすえ、どの学級でも児童が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、いじめが起きない学校をつくるため、「いじめ防止」と「いじめの早期発見」、「いじめに対する措置」の具体的な取組について示したものである。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 学校の教職員がいじめを発見、又は相談を受けた場合は、速やかに生徒指導委員会にいじめに係る情報を報告し、校長が宮前小学校いじめ対策委員会を開き学校の組織的な対応に繋げる。
- 2 学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、学校が一丸となって組織的に対応する。
- 3 いじめの児童に対し、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導するとともに、いじめの児童が抱える問題を解決するため、心理や福祉などの専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図る。
- 4 学校の教育活動全体を通じて、特別支援教育及び人権教育、キャリア教育の充実を図り、児童への指導を組織的・継続的に行う。
- 5 学校と家庭が連携・協力して、事後指導にあたる。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

1 定義について

- (1) 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) 「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情等を確認し、児童の心身の状態を踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に判断する。

2 解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは少なくとも以下の2つの要件が満たされているものとする。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

(2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害児童本人及

びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

Ⅳ 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

（1）目 的：学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため。

（2）構成員：校長、教頭、教務担当者、生徒指導委員、学年主任、学級担任、スクールカウンセラー、さわやか相談員、学校地域連携コーディネーター、スクールソーシャルワーカー、PTA 役員、学校運営協議会委員、警察関係者

※各会の出席者については、必要に応じて学校長が決定する。

（3）開催

①定 例 会：各学期1回、学校運営協議会の中で実施する。

②校内委員会：生徒指導委員会と兼ねて毎月開催する。

③臨時部会：いじめの疑いを発見した時やいじめを認知した時など、必要に応じて必要な構成員等を招集して開催する。

（4）内容

①学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施、取組の進捗状況の確認、定期的検証

②いじめの未然防止のため、いじめが起きにくいいじめを許さない環境づくり

③いじめの早期発見のため、相談・通報を受ける窓口となる

④いじめに対する教職員の共通理解と意識啓発

⑤児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

⑥個別面談や相談の受け入れ、及びその集約

⑦いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約

⑧いじめ事案への対応

⑨構成員の決定

⑩重大事態への対応

⑪いじめ防止基本方針に基づく取組の実施

⑫宮前小学校いじめ防止基本方針が本校の実態に即して適切に機能しているかについて点検、宮前小学校いじめ防止基本方針の見直しを実施（PDCA サイクルの実行を含む）

2 なかよし委員会

（1）目 的：いじめの問題について考え、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校を主体的に作ろうとする意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。

（2）構成員：なかよし委員の児童及び担当教員

（3）開 催：毎月の委員会活動、いじめ防止集会（6月）

（4）内 容

①いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。

②話し合いの結果を、集会活動や校内放送を通して、全校に知らせる。

③話し合いの結果を基に、なかよし委員会の活動を通していじめ防止の取組を推進する。

④毎月11日を「イイネ！」の日とし、全校に互いのよさを書き合い認め合う「イイネ！カード」を作成させ、提示させる。

⑤代表児童が、「さいたま市ストップいじめ！子どもサミット」に出席しいじめの防止等の取組について話し合う。話し合った内容を共有し自校の取組に生かす。

Ⅴ いじめの未然防止

1 道徳教育の充実

（1）教育活動全体を通して

①「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、全教師の協力体制を整える。

②道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

(2) 道徳の時間を通して

- ①「いじめ撲滅強化月間（6月）」に、「B 主として人との関わりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

- (1) 児童生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
- (2) なかよし委員会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
- (3) 校長等による講話
- (4) 「いじめ防止指導事例集」を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
- (5) 学校だよりやPTA広報誌による家庭や地域への広報活動

3 「人間関係プログラム」を通して

- (1)「人間関係プログラム」の授業を通して
○各学期3時間の授業を確実に実施し、「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを通して、学級にあたたかな人間関係を醸成する。
○ロールプレイを繰り返し行うことにより、人と関わる際に必要となる力に気付き、定着を図ることで、いじめの未然防止に取り組む。
- (2) 直接体験の場や機会を通して
○教育活動全体を通して、意図的・計画的に「人間関係プログラム」の授業の中で児童が自発的に設定した行動目標を実践する直接体験の場や機会をつくり、定着を図ることで、いじめのない集団作りに努める。
- (3)「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして
○各学級担任を中心に児童一人ひとりの心の状況や、学級の雰囲気やスキルの定着度を的確に把握し、あたたかな雰囲気を醸成するとともに、いじめのない集団作りに努める。

4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

- (1) 児童が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。
- (2) 授業の実施：全学年 2学期末まで

5 異年齢交流の取組を通して

- (1) 学年を越えて構成する異年齢集団（きょうだい学級）での交流を通して、集団の一員としての自覚を高めることをねらいとする。
- (2) 全教職員できょうだい学級異年齢集団での交流を指導することで、児童に思いやりの心をはぐくむとともに、上級生が中心となってよりよい学校にしていこうとする気持ちを育てる。

6 メディアリテラシー教育を通して

- (1)「スマホ・タブレット安全教室」を実施し、児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。保護者にも参観を呼び掛ける。
- (2)「スマホ・タブレット安全教室」の実施：5年生

7 家庭との連携を通して

- 家庭は「いじめはしない、させない、許さない」という共通認識のもとに連絡を密にとり、次の3点について取り組む。
- (1) いじめは絶対に許されないことについて学校と連携して指導する。
 - (2) 子どもと積極的にコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さないように務める。
 - (3) 子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。

8 地域の見守りを通して

○地域は、学校だよりやPTA 広報誌による呼びかけを受け、学校、家庭とともに「いじめはしない、させない、許さない」という意識をもち、登下校や放課後等に児童を見かけたときは、声かけや見守りをする。

9 その他

○本校における人権教育の推進、読書活動体験活動の充実、「さいたま市ストップいじめ！子どもサミット」、「心を潤す4つの言葉推進運動」などを通して、いじめを未然に防止する。

Ⅵ いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の児童生徒の観察

○早期発見のポイント

- ・児童のささいな変化に気付くこと
- ・気付いた情報を共有すること
- ・情報に基づき速やかに対応する

- (1) 健康観察：担任が一人ひとりの表情を確認しながら呼名する朝の健康観察を徹底する。
- (2) 授業中：姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書やノートの落書き、机の配置等の変化はないか。
- (3) 休み時間：独りぼっち、「遊び」と称するからかいの様子はしないか。
- (4) 給食：食欲がない、極端な盛り付け、当番の無理強い、机の配置等の変化はないか。
- (5) 清掃：一人離れたところで清掃をしている、いつも拭き掃除をしている、その列の机が運ばれずにある等の様子が見られる。
- (6) 登下校：独りぼっち、無理に荷物を持たされる、下校ルートを変えることはないか。

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- (1) アンケートの実施：4月・9月・1月 ※その他必要に応じて実施する。
- (2) アンケートの結果：学校全体で情報共有する。
- (3) 結果の活用：アンケート結果に応じて、児童との面談を行う。面談した児童について、記録を取り保存する。記録を基に、面談の内容を校長に報告及び全体で共有する。

3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

- (1) 報告書を作成する際、学年等で児童の様子を話し合うとともに、「心と生活のアンケート（年3回）」と「いじめ簡易アンケート」（年5回）の結果を活用する。
- (2) いじめを認知した時は、「児童生徒の心のサポート手引き いじめに係る対応」に基づき対応する。
- (3) 早期発見、早期対応の手段として活用する。

4 教育相談の実施

- (1) 7、12月に個人面談、5月に家庭確認訪問をすべての家庭に対して実施する。
- (2) 毎月教育相談日を設定し、保護者が担任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等に相談しやすい体制づくりに努める。
- (3) 「なかよし相談室」を月2～3回業間休みにオープンし、児童がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと話ができる機会をもつ。

5 保護者アンケートの実施

- (1) アンケートの実施：11月に実施する学校評価保護者アンケートの内容を活用する。（年1回）
- (2) 結果の活用：結果に応じて、保護者や児童との面談を行う。

6 地域からの情報収集

- (1) 民生委員・主任児童委員：年1回行われる民生委員・主任児童委員連絡協議会にて、いじめの疑

いはないか情報交換をする。

(2) 学校安全ネットワーク：防犯ボランティアによる登下校時の見守りの際、いじめの疑いはないか、必要に応じて情報交換する。

(3) 学校運営協議会委員：学校運営協議会にて、本校のいじめに関わる基本方針、状況を報告しその対応の結果を協議する。

7 おはようメーターの活用

児童が毎朝学習用端末に自身の心身の健康状態を入力することにより、担任等が児童の様子を把握し、支援に役立てる。

Ⅶ いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき、対応する。学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校のいじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項に違反し得ることから、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき、学校の組織的な対応につなげていく体制を整備する。

1 校長は

○集約された情報を基に、組織的な対応の全体指揮を行う。構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。

2 教頭は

○情報収集の窓口となって、情報を収集し、必要な情報を整理して校長に伝える。校長の方針を所属職員に指示する。

○校長不在時には、校長の職務を行う。

3 教務担当者は

○校長・教頭を補佐し、所属職員との連絡・調整や指導・助言をする。

4 担任は

○事実確認のため、情報収集を行う。いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。いじめを行った児童に、自らの行為を反省し、責任を自覚させ、再発防止のために必要な指導を行う。

5 学年主任は

○担当する学年の児童の情報収集を行う。担当する学年の情報共有を行う。教頭に報告する。学年の指導方針を決定する。担任に児童への指導方法を指導・助言する。

6 担任外教員（専科・少人数指導担当）は

○授業時の様子等からいじめに関する情報を収集し、得られた情報を担任等につなぐ。

7 生徒指導主任は

○児童の情報を把握できる体制づくりをする。児童の情報を全職員と共通理解するための体制を整備する。

○校内・校外の関係者間や保護者との連絡・調整を図る。

8 教育相談主任は

○児童や保護者が相談しやすい体制づくりをする。相談内容を共有できる体制を整備する。校内・校外の関係者間や保護者との連絡・調整を図る。

9 特別支援教育コーディネーターは

○問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。事案の解決等に必要がある場合には、特別支援教育関連機関との連絡・調整を行う。

10 養護教諭は

○日頃から欠席や来室の回数等について、担任との連携を密にする

○いじめられた児童の傷病等の状況確認をする。必要に応じ応急処置を行い、関係者への連絡をする。
いじめられた児童、いじめを行った児童等から得られた情報を報告する。

11 スクールアシスタントは

○児童の様子について気付いたことを学年主任や担任へ伝える。

12 スクールカウンセラーは

○専門的な立場から、教職員が行う支援について指導・助言を行う。児童へのカウンセリングを行う。

13 保護者は

○家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じたときは、直ちに学校と連携する。

14 地域は

○いじめを発見し、またはいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報または情報の提供を行う。
児童への日常の声掛けなど、学校・保護者と連携し、地域の子どもたちがよりよく育つための支援を行う。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 1 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進法」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対応を確実に行う。

2 重大事態について

（1）「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」

- ①児童生徒が自殺を企図した場合
- ②身体に重大な障害を負った場合
- ③金品等に重大な被害を被った場合
- ④精神性の疾患を発表した場合 等

（2）「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- ①年間30日を目安とする。
- ②一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

3 児童や保護者からの申し立てについて

児童や保護者からの申し立てがあった場合は、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、次の処理を行う

- ①いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
- ②校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

- ①学校は、直ちに教育委員会に報告する。

- ②学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした組織）を設置する。
- ③学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- ⑤学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- ⑥学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

教育委員会が調査主体となる場合

○学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

IX 研修

1 職員会議

- (1) 年度当初の職員会議で、学校いじめ防止基本方針についての確認を行う。年度末の職員会議で、次年度に向けた改善点を検討する。
- (2) 取組評価アンケート（いじめに係るアンケート）の実施を確認し、集計結果を分析し、取組内容や取組方法を見直す。

2 校内研修

(1) 「わかる授業を進めること」

- ①授業の工夫：児童が主体的に参加し、活躍できるようにするための授業改善をする。
- ②授業規律：「宮前小の生活」などを基に、校内でのルールを徹底する。

(2) いじめ防止に係る研修

- 「いじめ防止指導事例集」を活用した実践的な研修を実施する。

(3) 生徒指導・教育相談に係る研修

- ①配慮を要する児童についての情報を共有する研修を実施する。
- ②さまざまな個性に対応できる資質を身に付けられる研修を実施する。

(4) 情報モラル研修

- ①児童が、インターネット等を使用してのいじめから主体的に身を守るための方法を指導できるようにするための研修を実施する。
- ②教師が、インターネット等の児童を取り巻く最新の情報環境についての知識を得るための研修を実施する。

(5) 保護者向け啓発資料配付

- いじめ相談窓口等についての保護者を対象とする啓発資料を配付及び、学校ホームページに掲載する。

X PDCAサイクル

いじめ防止の取組の実効性を高めるため、学校いじめ防止基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを次のようにPDCAサイクルで点検・改善する。

1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定

- (1) 検証を行う組織：いじめ対策委員会（5月、10月、2月）
- (2) 検証を行う期間：各学期

2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定

- (1) 取組評価アンケート（いじめに係るアンケート）の実施時期：6月、11月、3月
- (2) いじめ対策委員会の開催日時
第1回 5月19日（月） 第2回 10月27日（月） 第3回 2月4日（水）
- (3) 校内研修会等の開催時期

- 4月中 児童理解研修（配慮を要する児童についての職員全体確認）
- 6月中 いじめ防止に係る研修

夏季休業中 2月中	生徒指導研修，教育相談研修，情報モラル研修 児童理解研修（配慮を要する児童の変容確認）
--------------	--

令和7年度 さいたま市立宮前小学校いじめ防止基本方針 具体的な取組

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
未然防止に係る取組	心と生活のアンケート	○					○				○		
	心と生活のアンケートによる面談と記録作成（該当者）	○					○				○		
	いじめ簡易アンケート		○	○				○	○			○	
	長期休業前アンケート				○					○			○
	学校評価アンケート								○				
	個人面談（全員）				○					○			
	教育相談	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	家庭確認訪問			○									
	いじめ撲滅強化月間			○									
	いじめ撲滅強化月間に係る個人面談（全児童）			○									
	「人間関係プログラム」の授業	○					○				○		
	「いのちの支え合い」を学ぶ授業	全学年											
	「スマホ・タブレット安全教室」		5年										
	あいさつ運動		○					○				○	
	なかよしタイム	各学期1回											
	職員会議	○											○
	児童理解研修	○											○
	いじめ防止に係る研修			○		○							
	生徒指導・教育相談研修					○							
	人権に係る研修					○							
	情報モラル研修					○							
	保護者向け啓発資料配付（HP掲載）	○		○					○				
P D C A サ イ ク ル に 係 る 取 組	いじめ対策委員会（学校運営協議会）			○					○			○	
	いじめ対策委員会（生徒指導委員会）	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
	なかよし委員会	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○